

令和 5 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 1 2 月 1 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (金) 1 4 時 5 2 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢</p> <p>1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>副 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>こ ども 課 長 吉 浦 高 幸</p> <p>生 涯 学 習 課 長</p>
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

会 議 録

令和5年第4回定例会

[閉会日]

令和5年12月11日（月）

開 議	
議 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は、令和5年第4回定例会の最終日でございますが、開会日をお願いしておりましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、追加議案5件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>議案第56号、工事請負変更契約の締結につきましては、令和5年第2回定例会で議決いただいた町営住宅新町団地改修工事を実施するにあたり、工事内容の変更に伴い、工事請負契約を変更する必要が生じたので、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第57号、工事請負契約の締結につきましては、深沼新池・深沼旧池浚渫工事の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第58号、筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第59号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第11号）につきましては、補正額2億1,439万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ146億78万4,000円とするものです。</p> <p>増額補正する主なものとしましては、低所得世帯への追加給付金事業、人事院勧告に伴う職員人件費の増額などを追加するものです。</p> <p>議案第60号、令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を240万円増額し、収益的収入総額を5億1,918万6,000円とし、収益的支出の予定額を140万2,000円増額し、収益的支出総額を5億1,756万2,000円とするものです。</p> <p>以上が追加議案の提案理由です。</p> <p>慎重にご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>町長からの提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第44号「久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第44号「久留米市の甘木・朝倉・三井境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について」を採決します。 議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第45号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>課長の説明では、職員に準じての条例改正ということでしたが、職員の給与に関する条例はまだ可決されていません。準じてと言うのなら、可決後に提出すべきです。 よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 柳議員</p>
柳 議 員	<p>賛成の立場で、議案第45号について討論を行います。 本条例案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い条例改正を行うものです。 その根拠は、今回の人事院勧告に伴うものであり、適正な改定措置であることから、本議案に賛成いたします。</p>
議 長	<p>ほかに討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論をこれで終わります。 これから、議案第45号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第46号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議案第45号と同じ理由になりますが、課長の説明では、職員に準じての条例改正ということでしたが、職員の給与に関する条例はまだ可決されていません。</p> <p>準じてと言うのなら、可決後に提出すべきです。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成の発言を許します。</p> <p>原口議員</p>
原口議員	<p>本議案について、賛成の立場で討論を行います。</p> <p>本条例は、特別職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い条例改正を行うものであります。</p> <p>その根拠となるものは、今回の人事院勧告に伴うものであり、適正な改定措置であることから、本議案に賛成し、討論といたします。</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第46号「筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第47号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>これまで、議員、特別職、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案が提出されています。会計年度任用職員についてはどうなるのでしょうか。</p> <p>令和5年11月10日、総務省自治財政局からの事務連絡によりますと、会計年度任用職員の給与に係る取り扱いについては、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取り扱いに準じて改正することを基本とされていることに留意されたいと思います。</p> <p>今回、条例案として上がってこなかった理由をお尋ねします。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員お尋ねの会計年度任用職員についてでございます。</p> <p>会計年度任用職員につきましては、議員おっしゃるとおり、地方自治法の一部改正、人事院勧告の中でもございました。そして、令和6年度からの勤勉手当支給含め、処遇について示されている状況でもございます。</p> <p>現在、本町、職員労働組合との交渉中でございます。今回の定例会上程には至っていない状況でございます。交渉を経て妥結次第、速やかに手続き、ご提案をしていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>河内議員</p>

河内議員	年度内に支払いは可能でしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 それを含めて全体での交渉中でございますので、結果はまたお知らせをして、手続きをしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第47号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第48号「筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第48号「筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第49号「筑前町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第49号「筑前町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第50号「筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第50号「筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第51号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>新旧対照表の50ページです。</p> <p>第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されていますが、濫用禁止を削除して問題はないのでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	こども課長
こども課長	<p>お答えします。</p> <p>この条例につきましては、国が定める基準に従い、これに合わせるものとなっております。民法の一部を改正する法律案が成立したことで、民法については、親権者による懲戒権の規定を削除するとともに、親権者は子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないものとするという改正となっております。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

	<p>討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第51号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第52号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第52号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第53号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第10号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第53号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第10号)について」を採決します。 議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 議案第54号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。</p>

	<p>次のページをお願いします。</p> <p>参考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事箇所 筑前町新町地内 2. 工期 令和5年6月6日から令和5年12月22日まで 3. 工事請負人 福岡県福岡市西区大字羽根戸159番地の4 アスミオ・ミキ特定建設共同企業体 代表取締役 吉岡澄男 4. 変更の概要 次のとおり。 防水改修（ウレタン塗膜防水X-2工法平場）、254平方メートルから372平方メートルへ。 外壁改修（妻側全面塗装複層塗材RE補修）、0平方メートルから791平方メートルへ。 共用部照明器具取替、0台から150台へ。 <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第56号「工事請負変更契約の締結について」を採決します。</p> <p>議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>追加議案書、紙の4ページ、タブレットの5ページをお開きください。</p> <p>議案第57号「工事請負契約の締結について」</p> <p>次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求めるものです。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 深沼新池・深沼旧池浚渫工事 2 契約の方法 指名競争入札。結果は別表のとおりでございます。 3 請負契約額 7,546万円（内消費税額686万円） 4 契約の相手方 福岡県朝倉郡筑前町東小田2797番地 株式会社岡嶋建設 代表取締役 松本広 <p>紙の5ページ、タブレットの6ページをお願いします。</p> <p>入札結果につきましては、株式会社岡嶋建設が第1回目の入札で落札し、落札率は95.97%でございます。</p>

	<p>工事箇所及び工事概要は、参考に記載のとおりでございます。 工期は、契約の効力発生の日から令和6年3月23日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第57号「工事請負契約の締結について」を採決します。 議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第58号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長</p>
健康課長	<p>それでは、追加議案書、紙は6ページ、タブレット7ページをお願いいたします。 議案第58号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由については、町長説明のとおりです。 新旧対照表にてご説明させていただきます。 紙、議案書の7ページ、タブレット8ページになります。 第22条3項を新設し、出産被保険者の所得割保険税及び均等割保険税の減額に ついて規定しております。 具体的な減額措置として、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4か月間 を減免することとなります。 なお、多胎出産の方につきましては、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々 月までの6か月間の減免措置となります。 次に、紙8ページ、タブレット9ページをお願いいたします。 第23条の3では、減免に係る届け出について規定しております。納税義務者から の届け出について規定をさせていただいております。 なお、紙9ページ、タブレット10ページ、同条第4項において、町が減免に該当 する事実が確認できるときは、届け出を省略させることができることを規定して おります。 なお、附則により、この条例は令和6年1月1日から施行することと規定して おります。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>

議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第58号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第17	
議 長	日程第17 議案第59号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第11号)について」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書、紙の10ページ、タブレットの11ページをお開きください。 議案第59号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第11号)について」令和5年度筑前町一般会計補正予算(第11号)を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の令和5年度一般会計補正予算(11号)、紙の1ページ、タブレットの3ページをお開きください。 令和5年度筑前町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,439万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億78万4,000円とするものです。 今回の補正内容につきましては、国の補正予算により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金・低所得世帯支援枠分の増額と、人事院勧告に伴う職員人件費を増額するものです。 事項別明細書により歳出から説明いたします。 紙の7ページ、タブレットの6ページをお願いします。 なお、人事院勧告に伴う人件費補正につきましては、説明を省略させていただきます。 2款1項38目新型コロナウイルス地方創生費、補正額2億184万3,000円の増額です。重点支援地方創生臨時交付金事業として、低所得世帯1世帯あたり7万円を給付するものです。 1節報酬から4節共済費までの予算は、会計年度任用職員3か月分の人件費及び職員の時間外勤務手当、7節報償費10万円は、封入作業等に対する謝金、8節旅費2万8,000円は、普通旅費及び会計年度任用職員の費用弁償です。 紙の8ページ、タブレットの10ページをお願いします。 10節需用費50万円は、封筒などの消耗品費。 11節役務費139万8,000円は、給付金振込手数料として33万円、通知書、

	<p>申請書等の郵送料として106万8,000円。</p> <p>12節委託料220万円は、システム改修・運用支援委託料。</p> <p>18節負担金補助及び交付金1億9,600万円は、低所得世帯への7万円の給付金です。</p> <p>次に、歳入です。</p> <p>紙の6ページ、タブレットの8ページをお願いします。</p> <p>16款2項2目総務費国庫補助金、補正額2億184万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち低所得世帯支援枠分です。</p> <p>20款2項1目基金繰入金、補正額1,255万1,000円は、全額財政調整基金からの繰入金です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>木村議員</p>
木村議員	<p>コロナウイルス臨時追加給付金の件なんですけども、いつぐらいまでを目処に支給されるのか教えてください。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の予算計上におきましては、国から各自治体のほうへ年内予算化の要請が来ていることから、今回上程し、ご提案をしているところでございます。</p> <p>事業の詳細内容、まだ不明な点もございます。このことも含めて事務的な作業を行わなければならないことから、早くても年明け1月から2月での追加給付ということで準備を進めていく予定でもございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第59号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第11号)について」を採決します。</p> <p>議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 議案第60号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>上下水道課副課長</p>
上下水道課副課長	<p>紙の追加議案書は11ページ、タブレットは12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第60号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」</p>

	<p>令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。</p> <p>令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）、紙は1ページ、タブレットは4ページをお開きください。</p> <p>第1条、令和5年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、令和5年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。</p> <p>収入です。</p> <p>1款1項営業収益を240万円増額補正し、収入総額5億1,918万6,000円とするものです。</p> <p>次に、支出でございます。</p> <p>1款1項営業費用を140万2,000円増額補正し、支出総額を5億1,756万2,000円とするものです。</p> <p>紙は2ページ、タブレットは5ページをお開きください。</p> <p>第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。</p> <p>職員給与費既決予定額4,620万4,000円に補正予定額140万2,000円を追加、合計4,760万6,000円とするものです。</p> <p>続きまして、詳細について説明させていただきます。</p> <p>資料の事項別明細書にて説明しますので、紙は13ページ、タブレットは16ページをお開きください。</p> <p>今回の補正は、一般会計のほうと同様に人事院勧告に伴う人件費の補正となります。</p> <p>収入です。</p> <p>1款1項1目給水収益の1節水道料金を240万円増額補正するものです。</p> <p>4月から10月までの収入実績を踏まえ決算見込みを算出したところ、当初予算との比較で月額20万円程度の増収が見込めるため、240万円を増額補正するものです。</p> <p>紙は15ページ、タブレットは18ページをお開きください。</p> <p>支出です。</p> <p>1款1項3目総係費、1節給料を73万5,000円、2節手当を30万7,000円。</p> <p>紙は16ページ、タブレットは19ページをお開きください。</p> <p>5節法定福利費27万1,000円、9節退職負担金を8万9,000円増額し、合計で140万2,000円増額補正するものです。</p> <p>なお、紙で7ページから9ページ、タブレットは10ページから12ページに給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。</p>

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第60号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。</p> <p>議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第19	
議長	<p>日程第19 請願第3号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書」及び発議第6号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書」を一括議題とします。</p> <p>本件について、文教厚生常任委員会の委員長の報告並びに関連して発議第6号の説明を求めます。</p> <p>山本一洋文教厚生常任委員長</p>
山本一洋議員	<p>定例会初日の12月1日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第3号につきまして、12月6日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>請願第3号の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり採択であります。</p> <p>挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。</p> <p>これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第6号を提出いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書」</p> <p>標記の議案を地方自治法第109条第6項及び筑前町議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。</p> <p>提出者、文教厚生常任委員会委員長、山本一洋。</p> <p>提出の理由。</p> <p>近年、保育施設において子どもの命が失われるという事態が生じているが、このような重大事故は人員不足が原因であることは明らかである。保育施設における職員の配置基準は、OECD先進国と比較して少ないものとなっていることから、未来を担う子どもたちの安全を守ることができるよう、職員配置基準を見直すことについて、国の関係機関へ意見書を提出する。</p> <p>これが、この議案を提出する理由です。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>意見書につきましては、お手元に配付したとおりです。提出理由で申し上げた事項が実現することを求める内容でございます。</p> <p>全会一致でのご賛同をよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>これから、委員長報告及び説明に対する質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>次に、発議第6号について先議いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これから、「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書」を採択します。</p> <p>発議第6号は、採択することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第6号は採択することに決定をいたしました。</p> <p>したがって、発議第6号については、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ意見書を提出します。</p> <p>なお、請願第3号は採択すべきものとみなします。</p>
日程第20	
議長	<p>日程第20 「議会運営委員会閉会中の所掌事務継続調査の申出書」を議題とします。</p> <p>議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定によってお手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21 「常任委員会閉会中の所管事務継続調査の申出書」を議題とします。</p> <p>各常任委員会委員長から会議規則第73条の規定によってお手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉会	
議長	<p>これで本日の会議は全部終了いたしました。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。</p> <p>令和5年最後の定例会でございました。新議員体制での1年間でもございます。筑前町でもこの1年間様々な事案が起こり、課題解決に向けて、住民、議会、執行部それぞれに努力いたしました。</p> <p>申し上げるまでもなく、地域活性化と健全財政は両立させなければなりません。その1年間の成果のうち特筆すべき事項について、少し振り返ってみたいと思います。</p> <p>まず、人口であります。11月末現在で3万438人となり、この1年間で16</p>

	<p>8人の増加であります。次に、将来負担となる借入残高は、12月末時点で約114億8,000万円となり、約7億5,000万円の減少となりました。</p> <p>このように、地方創生の主要な目的である人口増を実現しながらも、財政のより健全化が促進された1年間であったと言えると思います。</p> <p>また、サン・ポート更新予定地の地元同意、産業道路の4車線化工事着工、森林ビジョンの策定、NTT光回線の全町敷設など、数十年に1度とも言える事業に取り組んだ年でもございました。</p> <p>もちろん、今を生きる私どもは、先人先輩の営々と築かれた筑前町にさらに磨きをかけて、後世に引き渡すのが使命であります。さらに、国家的、世紀的課題でもあります気候変動、人口減少、食料自給率の低下、国の巨額の借金といった課題に対しても、本町は3万人の町なりに解決に向け、努力、貢献した活動ができた1年であったと言えるかもしれません。子や孫の世代の筑前町を創造しながら、今後も課題山積ではありますが、住民、議会、執行部の協働により前進した1年であったと総括します。</p> <p>お礼の言葉と挨拶とさせていただきます。 お疲れさまでございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和5年第4回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(14:52)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">11番 議員 山本久矢</p> <p style="text-align: center;">12番 議員 河内直子</p>